

ジョブリターン制度規程

第1条 目的

この規程は、株式会社東京産業就業規則第〇〇条に基づくジョブリターン制度について定める。

第2条 資格要件

この規程は、株式会社東京産業を退職した者のうち、次のいずれの要件にも該当する者に適用する。

1. 次のいずれかの理由により退職した社員であること。
 - (1) 結婚
 - (2) 配偶者の転勤
 - (3) 妊娠
 - (4) 出産
 - (5) 育児
 - (6) 介護
 - (7) その他会社が認めた理由
2. 退職時または退職後に、再雇用を希望する旨を申し出た者

第3条 手続き

1. 再雇用を希望する社員は、退職時または退職後に、所定の書面により人事担当部署に申し込むこと。
2. 会社は申し込み者のうち第2条の資格要件を満たす者を名簿に登録し登録書を交付する。
3. 登録書を交付された者は、就労が可能となった場合、人事担当部署に採用希望時期を申し出ること。

第4条 採用

希望者から応募があった場合は、退職前の本人の経験、能力等を勘案した上、優先的に採用するよう努める。

第5条 再雇用時の処遇・賃金

再雇用時の処遇は、退職前の勤続年数、資格等級及び退職から再雇用時までの就労経験、能力開発の実績等を評価して決定することとし、原則として退職時の勤務地、社員区分、職種、資格等級を維持するよう努める。ただし、本人の希望、事業所の業務・人員の状況を踏まえて決定する。

第6条 再雇用後の配置・昇進・昇給等

再雇用後の配置・昇進・昇給等については、退職前の勤務実績及び退職から再雇用までの就業経験、能力開発の実績を踏まえた取り扱いを検討し、同一の社員区分・職種・同程度の経験・能力の社員と異なる取り扱いは行わないこととする。

第7条 再雇用者への教育訓練

会社は、再雇用者の退職後の期間、経験を踏まえ、個別に必要な教育訓練を実施するよう努める。

附則

この規則は、○年○月○日から適用する。